



最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕
 弁護士 下 矢 洋 貴

【事例】

当院において血液検査を実施した患者から、血液検査の結果データを郵送して欲しいとの要望を受けたため、当院から普通郵便にて郵送したところ、数日経って当該患者から連絡があり、郵便が届いていないとのことでした。結局、当該郵便は発見されませんでした。

患者からは「血液検査の結果は重要な個人情報なのであるから、紛失することがないように普通郵便ではなく書留郵便で郵送すべきある」「個人情報が漏えいした可能性があるから病院として責任を取るべきである」というクレームを受けておりますが、個人情報が記載されたものを郵送する場合には書留郵便で送付すべき義務があるのでしょうか。

【回答】

血液検査の結果であっても書留郵便で送付しなければならない義務はありません。ただし、医療機関としては、郵送する書類の内容に即して、安全度と費用・手間を勘案しながら、それぞれ個別に対応する必要があります。

【解説】

1 患者さんに郵便物が届いていないとした場合、その原因として考えられるのは、郵便配達員による誤配達が生じたか、又は当該患者さんの郵便受けから第三者が郵便物を窃取したかの

いずれかが考えられます。

そこで、患者さんの個人情報に記載した郵便物を送付する側の医療機関として、このようなリスクを踏まえ、普通郵便ではなく書留郵便にて送付しなければならない注意義務が発生するかが問題となります。

確かに、リスク回避の観点からすれば、書留郵便を利用すれば郵便物の引き受けから配達までの過程が記録されるほか、郵便配達員が受領者と対面し、受領者からサインや印鑑をもらうこととなりますので、誤配達のリスクはある程度軽減されるようにも思えます。

しかし、わが国の郵便事情を前提とする限り、普通郵便で郵送したとしても誤配達などの郵便事故が生じることは極めて稀であり、医療機関として、このように極めて稀な郵便事故に備えて医療機関の費用負担において書留郵便を利用しなければならない法的義務があるとまではいえません。現に、個人情報保護法や関連法令、ガイドンス¹などにも、個人情報が記載された郵便物の送付方法に関して特別な規定や義務は設けられておらず、やはり書留郵便での送付が法的な義務とまでは位置づけられておりません。

2 また、関連判例として、行政機関相互の遠隔地への戸籍の届出書類が未送達となった事案である大阪高裁平成6年6月23日判決（判例地方自治126号10頁）は、「…我が国の郵便事情を考

¹ 個人情報保護法、同法施行令、同施行規則のほか、同法の運用に関する個人情報保護委員会によるガイドラインが策定されており、こと医療関連分野においては個人情報保護委員会と厚生労働省との連名で「医療・介護事業者における個人情報の適切取り扱いのためのガイドンス」及び「同ガイドンスに関するQ&A」が策定されている。これらのなかに、個人情報が記載された郵便物の郵送方法に関する規定はない。

えると、特段の規定がない以上、稀な未着事故に備えて書留郵便等の方法をとらなければ違法とまではいえない」という趣旨の判断を示しており、我が国の郵便事情に関する評価として参考になります。

さらに、実質的に考えても、書留郵便のメリットは郵便物の送達過程の記録と、万が一郵便物が未送達の場合の損害賠償の補償にあり、誤配達のリスクを完全に排除するための制度とはいえません。すなわち、書留郵便を利用すれば配達したことの証明はできますが、郵便物の実際の受取人が誰であることを証明するものではありませんし、誤配達のリスクが排除できないからこそ誤配達の場合の損害を賠償するという制度設計になっているといえます。

また、本件で郵便が届いていない理由は不明ですが、仮に郵便配達員の過失があった場合には一義的に責任を負うのは郵便局となりますし、また当該患者の郵便受けから第三者が郵便物を窃取したということであれば、それは当該患者さんにおいて窃取者への対応を行うべき問

題と言え、いずれにせよ医療機関の問題ではないはずです。

以上の通り、書留郵便で送付しなければならない法的義務はありません。

- 3 もっとも、トラブル防止、リスクヘッジの観点からは、特に重要と判断される個人情報に記載された書類の郵送する際には、書留郵便の料金を勘案した手数料を受領したうえで、書留郵便（ないし配達証明付書留郵便）で送付するというのが望ましい場合があるというのは事実です。例えば、血液検査の結果が重篤な疾患を示唆する内容であったという場合には、個人情報の漏洩防止の問題とは別に、病院としての報告義務の履行という見地から、万が一誤送達があった場合に別の手段で早期・確実に伝達できるよう配慮する必要性自体は否定できないと思いますので、このような場合には書留郵便を利用する有用性はあるかと思えます。医療機関としては、郵送する書類の内容に即して、安全度と費用・手間を勘案しながら、それぞれ個別に対応する必要があるといえるでしょう。

お知らせ

税務相談について

会員福祉部では、会員からの税務・会計に関する相談（法人税・所得税・相続税・贈与税など）を受け付けております。

相談を希望されます方は、札幌市医師会事業二課へ電話でお申込下さい。

当会顧問公認会計士・税理士と調整の上、対応いたします。

問合せ先：札幌市医師会 事業二課

TEL 611-4181